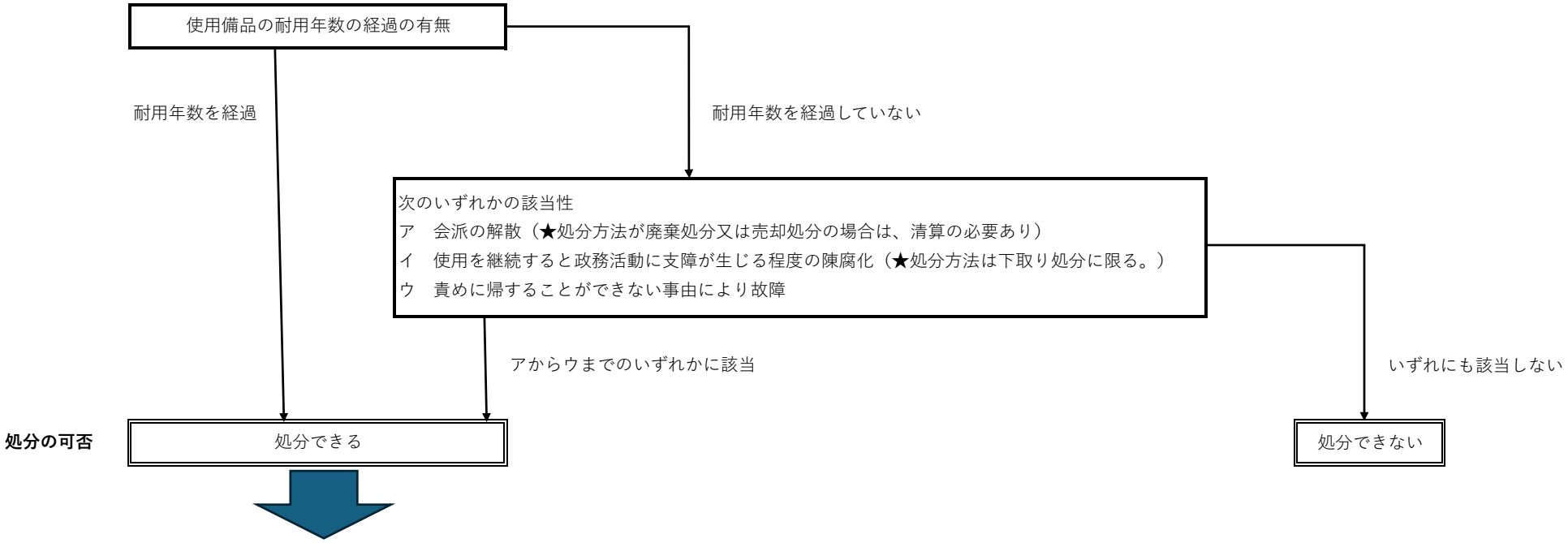
備品の処分について



処分方法

次のいずれかの方法で処分

① 廃棄処分。なお、処分経費を政務活動費（共有物である備品は、処分経費の１/２の額）から支出することができる。ただし、会派の解散日以降は、政務活動費を使用して処分できない。

② 古物商の許可を有する者への売却処分。売却額（共有物である備品は、売却額の１/２の額）を市に返還すること。ただし、会派の解散により売却処分する場合は、清算による返却額と当該売却額を比較し、高い方の額を返還

③ 政務活動費を充当して購入する備品に係る下取り処分

④ 会派の解散のケースに限り、次に掲げる方法

ア 後継会派への承継

イ 議長が認める場合に限り、議長において管理

⑤ 共有物である備品に限り、次の掲げる方法

ア 購入時に支出した政務活動費の額と同額を市に返還し、議員の個人所有とすることで共有関係を解消する方法

イ 共有関係の清算による方法